

サービス報酬の支払い

1. 申込者は、プロイノベーションから紹介された求職者の採用を決定し、当該求職者が申込者に入社した場合、プロイノベーションにサービス報酬を支払う。
2. サービス報酬の金額は、申込者が申込者に入社する当該求職者（以下「当該決定者」という）に示した年収（以下「基準年収」という）の20～50%とする。但し、別途消費税を加算するものとする。※個別契約時に設定を行う。
3. 基準年収は、月次給与および所定外労働手当の12カ月分、理論上の通年賞与、諸手当（但し交通費を除く）、一時金等を合計した金額をいう。賞与額については原則内定通知書等の記載に従って算定するが、当該書類に記載がない場合、前年度支給実績を基に算定する。
4. 当該求職者が内定辞退その他の理由により申込者に入社しなかった場合、申込者はサービス報酬の支払いを行わない。またプロイノベーションは当該求職者が入社に至らなかったことについて、責任を負わないものとする。
5. プロイノベーションは、当該決定者の入社日以降、速やかに当該サービス報酬について請求書を発行する。
6. 申込者は、当該決定者の申込者への入社日を起算日とし、当月末締翌月末までに、プロイノベーションが指定する銀行口座へ当該サービス報酬を振込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は申込者の負担とする。なお、申込者とサービス報酬の請求先が異なる場合、報酬の支払責任は請求先が負い、申込者はこれに連帯して保証する。